

○公立大学法人周南公立大学が管理する公文書の開示に関する規程

(令和4年4月1日規程第6-4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人周南公立大学が管理する公文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、条例の例による。

(開示請求の手續)

第3条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）によらなければならない。

(開示の決定)

第4条 条例第11条第1項に規定する書面は、公文書開示決定通知書（様式第2号）によらなければならない。

(第三者に通知する事項)

第5条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

(開示の実施等)

第6条 公文書の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行う。

2 公文書の閲覧をしようとする者は、当該公文書を前項に規定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止させることができる。

- (1) 前項の規定に違反した者又は職員の指示に従わない者
- (2) 公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める方法は、視聴若しくは複製物の交付又は印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付とする。
(開示の実施の方法の申出等)

第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

- (2) 開示の実施を希望する年月日がある場合は、その年月日

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。